

電子入札約款

(目的)

第1条 千葉市が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の買入れ等並びに役務の提供に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和38年政令第306号）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者又は指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約条件及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書、図面及び契約条件等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は電子入札システムにより作成し、入札公告（公示を含む。）又は指名通知書に記載の日時（以下「入札書提出締切日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

ただし、紙媒体による入札参加申請及び入札書の提出（以下「紙入札」という。）が認められた入札参加者については、紙媒体による入札書及び当該入札に必要な添付書類を、入札書提出締切日時までに書留郵便による郵送若しくは持参により契約事務担当職員に必着させることとする。

3 入札参加者は、千葉市入札参加資格者名簿に登録された代表者、又は年間委任状が提出されている場合は、受任者とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札書提出締切日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札書提出締切日時までに電子入札システムにより辞退届を作成のうえ提出するものとする。

なお、紙入札による入札参加者にあつては、入札書提出締切日時までに書留郵便による郵送若しくは持参により契約事務担当職員に必着させることとする。

3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、撤回をすることはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書提出締切日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が談合し又は不穏な行動をとる等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは取りやめることがある。

2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

3 指名競争入札において1回目の入札又は再度入札の参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取りやめることがある。

(無効となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(3) 入札参加申請時から開札時までの期間内に名義人変更を行ったにもかかわらず、変更前の名義人の電子証明書を使用した入札

(4) 入札参加申請時から開札時までの期間内に失効した電子証明書を使用した入札

(5) 電子証明書を不正に使用した入札

(6) 入札参加申請時又は入札書提出時に提出した添付ファイルに不備があり、その内容の確認ができない入札

(7) 必要事項を欠く入札

(8) 明らかに談合であると認められる入札

(9) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事情聴取に協力しない者又は調査報告書等を期限までに提出しない者

のした入札

- (10) 低入札価格調査において、低入札価格調査報告書の提出に代わる届出書を期限までに提出した者のした入札
 - (11) 総合評価落札方式による入札において、期限までに技術提案等に関する資料の提出がなかった者のした入札
 - (12) 総合評価落札方式による入札における技術提案等の評価において、欠格と評価された者のした入札
 - (13) 予定価格が事前公表されている場合においては、その価格を超える入札
 - (14) 再度入札における入札金額が、前回の入札の最低金額以上の額の入札
 - (15) 積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札又は違算等によりその内容が不明瞭である入札
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- (失格となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
 - (2) 低入札価格調査における価格失格基準を下回る金額の入札
 - (3) 低入札価格調査において、審査中止又は履行不可能とされた入札
- (開札)

第9条 開札は、入札公告（公示を含む。）又は指名通知書に記載の日時及び場所において行うものとする。

(保留)

第10条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき
 - (2) 入札公告等により開札後に落札候補者にかかる入札参加資格の確認を行うとする入札において、当該落札候補者にかかる入札参加資格の確認を行うとき
 - (3) 契約事務担当職員が特に必要と判断したとき
- (落札者の決定)

第11条 原則として、最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、別に落札者決定基準が定められている場合はそれに従うものとする。

2 最低制限価格を設けた入札の場合は、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 最低制限価格を設けない入札の場合において、予定価格に比して著しく低い価格での入札があったときは、当該契約内容に適合した履行の確保等を確認のうえ落札者とする。

4 前号に規定する予定価格に比して著しく低い価格での入札とは、別に定めがある場合を除き予定価格の3分の2を下回った入札とする。

(同価格又は同評価値の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定するものとする。ただし、電子くじが困難な場合は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(再度入札)

第13条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、契約事務担当職員が指定する日時において再度入札を行う。

2 再度入札の回数は、2回を限度とする。

3 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

4 低入札価格調査の対象となった入札においては、調査した結果、調査対象者を落札者としめない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは再度入札を行う。当該調査が価格失格基準を下回る入札のみの場合も、同様とする。

(契約書の提出)

第14条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約事務担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札決定後速やかに、これを契約事務担当職員に提出しなければならない。ただし、契約事務担当職員の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(契約の保証)

第15条 落札者は、当該契約の締結に際し、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約事務担当職員が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- (3) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 国債（利付き国債に限る。）、地方債又は有価証券（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条第1項及び契約事務取扱規則（大蔵省令第52号）第5条第1項に規定する有価証券をいう。）の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額、委託料又は契約金額の100分の10以上としなければならない。

ただし、入札公告等により別に定めがある場合又は契約事務担当職員が必要と認める場合は、この限りでない。

3 落札者は、前項第1号、第2号、第3号又は第5号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

（異議の申立）

第16条 入札参加者は、入札後この約款、仕様書、図面、契約約款及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第17条 契約事務担当職員は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

（規定の準用）

第18条 この約款の規定は、随意契約における見積書の徴収の場合にこれを準用するものとする。ただし、第13条第2項の規定は準用しないものとする。

2 前項にかかわらず、見積通知書等により別に定めがある場合又は契約事務担当職員が必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この約款は、平成24年4月13日から施行する。

附 則

この約款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この約款による改正後の規定は、この約款の施行の日以降に公告し、又は通知する入札について適用し、同日前に公告し、又

は通知する入札については、なお従前の例による。